

文部科学省指定「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」における専門家チームの巡回相談のあり方

Ideal way of consultation of team of experts of round in Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology specification "Support such as developmental disorders and special support comprehensive education promotion businesses"

橋 本 治

HASHIMOTO Osamu

要 旨

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものである。平成19年度からは改正学校教育法の施行により、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、支援体制の整備が進められている。そのような中、「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」は、全都道府県に委嘱して行われる特別支援教育の基幹事業であるとされている。しかし、昨年4月からこの専門家チームに入れていただいて巡回相談をしてみると、各学校にも巡回相談をするこちら側にも多くの問題点があると痛感した。そこで、本研究では、現時点で、どのような取り組み方をすると効果的であるかを考察することとした。特に、「Ⅰ 対処が中心の段階」「Ⅱ 支援が中心の段階」「Ⅲ 自覚が中心の段階」という3つの段階を、それぞれの年齢段階で意識して取り組むことにより、より自立に向かうことができるのではないかとということと、特別支援教育コーディネーターの育成に注目した。

Abstract

The special support education does appropriate guidance and necessary support according to an infant child student individual, educational needs with the trouble. The maintenance of the system of support has been advanced by enforcing the revision School Education Law at the kindergarten in the whole country, the elementary school, the junior high school, the high school, the secondary education school, and the special support school since 2007 fiscal year. It is assumed that in such and "Support such as developmental disorders and special support comprehensive education promotion businesses" are the key businesses of the special support education that entrusts it to whole administrative divisions and is done. However, it was felt strongly that there were enormous difficulties each school and hither by doing the consultation of the round when it put in this team of experts last April and the consultation of the round was done. Then, it was assumed that it is effective when what how to work was done now was considered in the present study. It paid attention considering three stages "Ⅰ action was a stage at the center", "Ⅱ support is a stage at the center", and "Ⅲ consciousness is a stage at the center" especially at each age levels in independence or more by working and the special support education coordinator's promotion was paid to attention.

1. 問題と目的

まず、文部科学省の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」について、本研究に関係する部分のみ全文で、残りは項目のみ示す。次にそれを受けてA県B市ではどのように「専門家チームの巡回相談」をしようとしているかを示す。最後にそれらをふまえて「問題と目的」について述べる。

(1) 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業実施要項 (抜粋, □枠は、本研究で扱う部分)

① 趣 旨

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものである。平成19年度からは改正学校教育法の施行により、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、支援体制の整備が進められている。

本事業は、このような状況の下、発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の特別支援教育を総合的に推進するために、全都道府県教育委員会に委嘱して行われる特別支援教育の基幹事業である。

また、本事業は、前身である「特別支援教育体制推進事業」の連携協議会、教員研修、巡回相談、学生支援員の活用等の取組を継承・拡大しつつ、新たに、特別支援教育グランドモデル地域の指定、特別支援教育への理解・啓発のための取組等を実施するものである。

なお、本事業の実施に当たっては、厚生労働省との連携により、保育所も支援対象機関に加えることができることとなっている (以下「幼稚園」を含む)。

② 事業の委嘱

文部科学省は、事業の実施を都道府県教育委員会に委嘱する。

③ 委嘱期間

④ 委嘱手続き

⑤ 事業の内容

ア 総合推進事業運営会議の設置

イ 特別支援連携協議会の設置

ウ 特別支援教育総合推進地域の指定

・事業の実施を委嘱された都道府県教育委員会は、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援体制の整備を全域において行うが、重点的に推進する一定の地域を「特別支援教育総合推進地域 (以下「推進地域」という)」として指定する。

・推進地域の活用については、一つの市町村単位又は二以上の市町村が管轄する地域もしくは市町村内の一定地域等、各都道府県の実情に応じての効果的な範囲の設定を可能とする (一又は複数の教育事務所が管轄する地域や都道府県内全域を推進地域として指定することも考えられる)。

・推進地域での実施に際しては、国立大学法人附属学校及び私立学校を含めて実施することが望ましいことから、各設置者との連携についても検討するものとする。

エ 特別支援教育グランドモデル地域の指定

オ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における支援体制の整備

- ・校内委員会
- ・実態把握
- ・特別支援教育コーディネーターの指名

・巡回相談の実施

事業の実施を委嘱された都道府県教育委員会は、発達障害を含む障害に関する専門的知識・経験を有する者を巡回相談員として委嘱する。

巡回相談員は、推進地域内の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校を定期的に巡回し、当該学校の教員等に、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言を行う。

また、これらの幼児児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に向けた助言も行う。

特に特別支援学校への対応については、その専門性や訪問の形態等の違いも念頭に置いて実施するものとする。

実施に当たっては、地域の実情に応じて相談員が一定の施設や機関を拠点として、来所相談を受けたり、要請に応じて学校に赴いたりすることもできることとする。

なお、推進地域においては、全学校種にわたり重点的に実施するものとする。

・専門家チームの設置

事業の実施を委嘱された都道府県教育委員会は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校からの申し出に応じて、発達障害を含む障害の有無に係る判断や望ましい教育的対応等を示すため、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等からなる「専門家チーム」を設ける。

実施に当たっては、地域の実情に応じて専門家チームが一定の施設や機関を拠点としつつ、要請に応じて現地に赴いたりすることもできることとする。

なお、推進地域においては、全学校種にわたり重点的に実施するものとする。

- ・個別の指導計画の作成
 - ・個別の教育支援計画の策定
- カ 学生支援員を活用した支援

キ 理解・啓発

事業の実施を委嘱された都道府県教育委員会並びに推進地域及び地域内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校は、特別支援教育、なかでも発達障害のある子どもたちへの支援に関する理解や啓発を推進するため、各地域内において、冊子、パンフレット、ポスター等の作成やメディアやWebページを活用した広報活動等を行う。

- ク 特別支援学級等の弾力的運用
- ケ 特別支援学校におけるセンター的機能の活用
 - ・特別支援教育推進校の指定
 - ・センター的機能にかかる旅費の支出
- コ 特別支援教育に関する研修の実施
 - ・特別支援教育コーディネーターの養成研修

・管理職・一般教員・支援員等の研修

・校内研修の推進

事業の実施を委嘱された都道府県教育委員会は、上記のほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、校内研修がさらに実施されるよう、講師等に関する情報を提供するなどその促進に努めるものとする。

・「発達障害教育情報センター」等の活用

⑥ 関連事業との連携

- ア 厚生労働省発達障害関連事業との連携
- イ 厚生労働省就労施策との連携
- ウ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課との連携
- エ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の他の事業との連携
- オ 保育所への配慮

⑦ 事業報告等

⑧ 連絡協議会の開催

⑨ 経費

⑩ 実態報告

⑪ その他

(2) A県B市における「専門家チームの巡回相談」

平成20年度に続き21年度も次のような依頼文をいただいた。

A県B市は、文部科学省指定の特別支援教育総合推進地域となり、「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を実施しています。そこで、昨年度に引き続き、専門家チームを設置し、この事業の中核となる巡回相談を継続して実施していきたいと考えております。

つきましては、昨年度同様に市内各小中学校へ訪問をして、発達障害が疑われる児童生徒に関する障害の様態、支援方法等の相談にのっていただければ幸いと存じます。ご多忙とは存じますが、ぜひこの趣旨をご理解いただき、専門家チームのメンバーとなることをご承諾くださるようお願い申し上げます。

A県B市が(1)の文部科学省の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業実施要項」を受けてどのように「専門家チームの巡回相談」をしようとしているかがこれで分かる。少なくとも学校内全部を対象とし、通常学級の中の発達障害の子だけでなく、特別支援学級の子も視野に入れている。

(3) 問題と目的

(1) 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業実施要項、(2) A県B市における「専門家チームの巡回相談」に示されている趣旨にもとづき、平成20年4月から(2)のA県B市で「専門家チームの巡回相談」を依頼され、大学で「兼務」の承認を得たのち実際の相談をはじめた。各学校には「校内委員会」が設置され、「特別支援教育コーディネーター」が指名されているので、この両者がきちんと機能していればこのような巡回相談(指導)は不要ではないかと思いつつ出かけて行った。

予想通り「校内委員会」は設置されていたものの従来の「就学指導委員会」との区別すらできていない学校が多く、特別支援教育コーディネーターに至っては、特別支援教育にはじめて関わる人が兼

任で指名されているのが現状であった。全国的にも「独立した専門職として位置づけられること」が望まれているが、筆者が赴いたA県B市は、多くは教務主任が特別支援教育コーディネーターを兼ねており、特に筆者が継続して関わっている3校（小学校2校、中学校1校）は、3校とも教務主任が特別支援教育コーディネーターを担当していた。

このような現状の市において、専門家チームの役割は、特別支援教育コーディネーターを支援することも含まれているのではないかと筆者は考えている。すなわち、

①校内委員会の推進役

②専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整

を行わなくてはならない特別支援教育コーディネーターが一人立ちできるよう支援することである。そのためには、「専門家チームの巡回相談」は、ただ専門家が現地に赴いて該当の子どもや担任・学校への支援のあり方を指導するだけでなく、特別支援教育コーディネーターや学校が一人立ちできるような支援をしていく必要があると考え、この論文で示すこととした。

2. 方法

(1) 対象

A県B市において筆者が依頼されたのは、3校（小学校2校、中学校1校）であるが、同様の相談はこの1年5ヶ月の間に172人になっている。筆者としては巡回相談と同様の対応をしているのと、この172人を扱うことにより一般化に近い数値を示せるので、それらをすべて対象とした。

具体的には、A県の39校84人、C県の42校88人、合わせて81校172人を対象とした。

(2) 平成20年4月～平成21年8月までの1年5ヶ月間の発達障害に関わる全相談の分析

(1)の対象172人の相談を一つ一つの相談記録に基づいて分析いくこととして、具体的には全346回という相談を分析することとした。ここでの相談は「専門家チームの巡回相談」に関わる相談なので当然発達障害の子、あるいはその周辺の子だけであることは言うまでもない。

(3) 重点的な取り組み

①「専門家チームの巡回相談」において、『3つの段階』を意識することと、特別支援教育コーディネーターの育成

ここで言う『3つの段階』とは、筆者が発達障害の相談を実施する時に特に大切にしている段階であるが、明確に分けることはできないので、「中心の段階」とした。

I 対処が中心の段階・・教室を飛び出す、暴力をふるう、自傷行為がある、中には刃物が出てくるなど、緊急に対応しなくてはならない状況での相談には、すぐに対処法を見つけ、別室等でクールダウンをさせたり、人員を余分に配置するなどの緊急措置が必要である。このような段階を**対処が中心の段階**と考えている。

II 支援が中心の段階・・この子がこのような行動をどうして取るのであろう。また、落ち着いた状況からどのような経過をたどって困難な状況になったのかなど、よく観ていくことによって支援の手がかりを見つけていくことができる。また、何か難しい行動が出てきても、担任か支援する者の初期段階の関わりによって大きく崩れない経験を積んだり、未然に防ぐことも可能である。このような段階を**支援が中心の段階**と考えている。

III 自覚が中心の段階・・支援を上手にすれば、通常の学級でもほとんど困ることもなくなるところまでくることはよくある（特に小学校低学年）。しかし、思春期を越え、

社会で自立していくまでの長期的な視野に立つと、この自覚の段階を抜きには考えられない。ここで言う自覚とは、「Ⅱの支援を自分自身でできること」である。すなわち、少し調子を崩しそうなので、自分ではこうしておこうとか、本当はそう思わないが、まわりの様子を見て、一応合わせておくなど、自分で支援を考え初期対応する方法を冷静に見つけ出すことができることである。このような段階を**自覚が中心の段階**と考えている。

これらの3つの段階を意識するために、全相談を一回ごとに上記3つのどの段階の相談であったかを示したい。また、A県B市においては、すべての相談に特別支援教育コーディネーターが同席する形をとっており、そのことによって短期間（長くても一年以内）に特別支援教育コーディネーターの育成ができるのではないかと考えた。

② 理解・啓発

「実施要項の⑤のキ」に示されているように、その地域での「理解・啓発」なしには発達障害の子どもたちの支援も簡単にはできない。そのため、各地域で理解・啓発につながるような行事・講演等がある場合、積極的に手を挙げ貢献することとした。具体的には次のようなことである。

- ア 地域の人権教育講座
- イ 地域の保護者対象の講演
- ウ 地域の教職員対象の講演
- エ 校内のPTA総会等での講演

③ 校内研修

「実施要項の⑤のコ」に示されているように、教職員を中心とする校内研修なしには発達障害の子の支援は成り立たない。具体的には次のようなことである。

- ア 巡回相談の前に全教職員に向けての講演をする（通常の相談と特別支援教育の両方の講演）。
- イ 現職教育等で、特別支援教育に関する講演をする。
- ウ 現職教育等で、事例（その学校のものが多い）を中心とした会議を催したり、参加する。
- エ ケース会議に助言者として参加する。

3. 結果

(1) 「専門家チームの巡回相談」

① 全体の傾向

表1. 『3つの段階』と発達障害の分類（全相談の延べ人数）

障害名	3つの段階	I 対処が中心の段階	II 支援が中心の段階	III 自覚が中心の段階	計
広汎性発達障害（自閉症，高機能自閉症，アスペルガー症候群）		93	80	28	201
注意欠陥／多動性障害（AD／HD）		35	35	9	79
学習障害（LD）		13	13	6	32
その他		10	17	7	34
計		151	145	50	346

筆者が相談を受けたり依頼されるのは、相手校がとても困っている場合が多いので、当然、「I 対処が中心の段階」で始まる場合が多い。その後落ち着いてくれば、「II 支援が中心の段階」「III 自覚

が中心の段階」へと移っていきけるのであるが、Ⅰが151人、Ⅱが145人に比べてⅢは50人と極端に少なくなっている。

② 個人の変容 (D君：小学校3年生～4年生，本人と分からないよう変更)

相談を依頼された3年生の状況は以下のものであった。

小学校3年生の男子です。5歳(年中)の時にアスペルガー症候群という診断を受け、今もその病院に学期1回通っています。小学校1，2年生では割合落ち着いていたのですが、3年生になって時々教室を飛び出すようになりました。担任の先生が、D君が落ち着いてから理由を聞くと、「みんなが僕をいじめる」と言います。具体的には、「仲間に入れてくれない」「にらんでくる」とのことでした。担任がいろいろ調べてもそれらしい事実が出てこないのので、保護者に相談すると、「本人がいじめと感じているのならいじめではありませんか」と、担任の対応を暗に非難してくるとのことでした。

このD君との1年5ヶ月の相談回数は、16回に及んでいる(月1回を原則)。また、ほとんどの相談は、両親・担任・特別支援教育コーディネーター・筆者の5人で実施した。

表2. D君の相談の『3つの段階』

障害名	3つの段階	Ⅰ 対処が中心の段階	Ⅱ 支援が中心の段階	Ⅲ 自覚が中心の段階	計
広汎性発達障害 (アスペルガー症候群)		7回	6回	3回	16回

この傾向は、表1の広汎性発達障害や全体の傾向と一致はしているが、このD君について「Ⅲ 自覚が中心の段階」の話し合いをできるようになったのは、4年生になってからである。

③ 特別支援教育コーディネーターの育成

どの学校、どの相談においても特別支援教育コーディネーターの育成を意識して、なるべく相談には同席してもらった。しかし、確実に育成できると思うのは、A県B市の小中学校での巡回相談だけであった。それはおおむね次のような相談状況だった。

表3. 特別支援教育コーディネーターが相談に入った学校の年間の相談数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	3回	3回	5回	3回	3回	3回	5回	3回	3回	3回	5回	3回	42

6月、10月、2月が他の月より回数が多いのは、年3回は市教育委員会の定期的な巡回相談であり、他の9ヶ月は補充としての巡回相談だからである。

(2) 「理解・啓発」の実施 (この1年5ヶ月の間に実施した講演のテーマ)

ア 地域の人権教育講座

「いじめ問題を見過ごさない10のポイント」「自殺に対する誤解と偏見」

イ 地域の保護者対象の講演

「発達障害の子どもたちとかかわって」「子育てに関する話」

「将来を見すえた子育てに関する話」「今何をしたらよいのか」

「発達と子育てについて」

- ウ 地域の教職員対象の講演
「教育相談と発達障害」「教育相談について」
- エ 校内のPTA総会等での講演
「子どもへの接し方について」「中学生のこころと行動」

(3) 「校内研修」の実施（この1年5ヶ月の間に実施した講演のテーマ）

- ア 巡回相談の前に全教職員に向けての講演をする（通常の相談と特別支援教育の両方の講演）。
「特別支援教育の具体的な指導について」「発達障害をもつ児童への対応」
- イ 現職教育等で、特別支援教育に関する講演をする。
「発達障害児への対応」「教育相談と発達障害」
- ウ 現職教育等で、事例（その学校のものが多い）を中心とした会議を催したり、参加する。
「校内委員会」「就学指導委員会」
「いじめ・不登校対策委員会」「生徒指導事例研究会」
- エ ケース会議に助言者として参加する。
「〇〇への支援の在り方」（行政・教育・医療等が連携して）

4. 考察

(1) 「専門家チームの巡回相談」について

① 全体の傾向

筆者は相談活動を32年間続けており、はじめのころに出会った自閉症の方はもう40代になってみえる。そういう縦断的な扱いではなく、この1年5ヵ月だけを取り出した「専門家チームの巡回相談」のあり方という本研究の扱いは、横断的と言える。そこから見えてくるものは、やはり、「Ⅰ 対処が中心の段階」「Ⅱ 支援が中心の段階」に比べて「Ⅲ 自覚が中心の段階」が極端に少なく、ⅢはⅠ・Ⅱの3分の1ほどしかないということである。

幼児期には幼児期の「Ⅰ⇒Ⅱ⇒Ⅲ」があり、小学校4年生ぐらいまでの子ども時代にも「Ⅰ⇒Ⅱ⇒Ⅲ」はある。また、5年生からの思春期にも「Ⅰ⇒Ⅱ⇒Ⅲ」があり、それらを上手に越えることによって社会的な自立へと結ぶと思われるが、そのためには、「Ⅲ 自覚が中心の段階」は仕上げの大切な段階となる。この段階まで踏み込んだ相談のあり方を指導するのも「専門家チームの巡回相談」の大きな役割であるが、それが不十分だと言わざるを得ない。

この「専門家チームの巡回相談」は、これからも継続されることになっており、4年、5年と継続してかかわることで、相対的にⅢの「自覚が中心の段階」の比重を高めていく必要があると考えられる。また、せっかく小中学校の両方に出かけているので、いわゆる「中1ギャップ」をうまく越えることができることも、特別支援教育を受けている子にはより重要になってくると考えられる。

② 個人の変容（D君：小学校3年生～4年生、本人と分からないよう変更）

これを述べる前に、最新の医学大辞典でD君と同じアスペルガー症候群の項を調べてみると以下の様になっている。

アスペルガー症候群（『医学大辞典、第19版、南山堂、2008年』）

言語発達と認知発達に遅れがないが、社会性の障害と興味や関心の限定において広汎性発達障害と同様の症状を示すものである。臨床的には、「ことばと知能の遅れがない自閉症」ということができる。1944年、オーストリアの小児科医Aspergerによって報告された。当初自閉症の軽症型として重視されていなかったが、1981年のWingによる自験例の報告以後、再度注目を集め、DSM-IV（1994）において自閉症とは別に分類されることとなった。3歳までの言語発達に大き

な遅れを認めないが、社会性の問題は早期から認められ、マイペースで一方向的な対人行動、人見知りをせず初対面の人でも平気などが特徴である。ただし、誘われると友人との遊びに加わることは可能であり、集団行動も普通にやることから、早期に気がつかれにくい。思春期前後より、適応障害（不登校）、強迫性障害や被害的言動（ときに被害妄想）などの精神障害を合併してることがあり、精神保健学的にも早期発見が重要である。

これは最も一般的な形を示しているが、思春期前後には大きな問題があらわれることがあるのに、その前にはほとんど何も起きないことが普通ということである。D君の場合も違和感はあるものの、小学校2年生まではほとんど何も起きていない。依頼されたのが3年生なので、筆者の役割は、ここから4年生の終わり頃までには、「Ⅲ 自覚が中心の段階」の相談を多くできるようにしていき、思春期前の子どもとしての一つの完成に導くことであると考えている。4年生には少なくともあと7回の相談が約束されているので、この間に表2の「Ⅲ 自覚が中心の段階」が増していくよう努力すべきことを示していると思われる。そして、医学大辞典が示すように思春期を上手に越える準備を一緒にしていきたいと考えている。予想としては、思春期の間にもう一度「Ⅰ⇒Ⅱ⇒Ⅲ」を経て、本当に社会で自立していく力が備わっていくと考えられる。

③ 特別支援教育コーディネーターの育成

表3にあるように毎月「専門家チームの巡回相談」をすることができ、そのすべての相談に特別支援教育コーディネーターが同席できれば確実に力はつき、直接「特別支援教育コーディネーターの育成」ができると実感している。

しかし、現実には、一度、二度という相談も多く、特別支援教育コーディネーターの方もいくつかの講演を聴いたり、実習をただで任命されることが多い。筆者は、少なくとも年3回の定期的な「専門家チームの巡回相談」（この市では、6月、10月、2月）だけでもきちんと同席し、同じケースを年3回の流れを通して把握することが大切だと考えられる。表3には3回とも5つの相談（5つのケース）があり、それが学期1回ずつの目標を持って実施されている。ある中学校の特別支援教育コーディネーターの方が、年3回合計15回の相談すべてに同席した後、「先生、担任や保護者に数々のアドバイスをありがとうございました。しかし、何と言っても僕が一番勉強になりました」と言われた。私は「本当はそれも私のねらいでしたが、分かりましたか」と答えたが、これは最低条件で、やはり月1回年12回の同席の相談活動がより直接的に特別支援教育コーディネーターの育成につながると思われる。

（2）「理解・啓発」の実施について

ア 地域の人権教育講座、イ 地域の保護者対象の講演、ウ 地域の教職員対象の講演、エ 校内のPTA総会等での講演、という様々な講座・講演を通して「理解・啓発」につとめてきたが、講演のテーマに「発達障害」ということばが含まれていなくても、すべての講演に発達障害の話を含めて実施した。それは、無理に入れることをしたのではなく、自然に話を進めていけば、必ず「発達障害」の話をしなくては前に進めなかったからである。

「このような子がいるが、どの子も一緒に過ごしていこう」という立場ではなく、「人はもともと一緒に過ごしていて、適切な支援はどの子にも必要」というインクルージョンの立場を理解してもらうよう配慮した。その成果は、講演後のアンケートや主催者からの評価などで知ることができた。しかし、発達障害の子を持つ親の会などで話をさせていただくと、子どもたちにも、その保護者にも無理解な人はまだ多くいて、辛い思いをしていることをよく聞く。今後の大きな課題である。

（3）「校内研修」の実施について

「ア 巡回相談の前に全教職員に向けての講演をする（通常の相談と特別支援教育の両方の講演）」については、「発達障害の子の巡回相談」と言うと、自分のクラスにはいないので関係ないという先生が必ずみえるため、あえてこちらから提案して実施させていただいた。特別に支援が必要な子を全校体制でみるのは当たり前であるし、いじめや不登校の子などで発達障害とは無縁な子がいたとしてもその関わり方に大きな差はないと、あらゆる相談を担当する筆者としては実感をもっているからである。もちろん、「いじめ」と「発達障害」は大きく関係がある。

「イ 現職教育等で、特別支援教育に関する講演をする」については、「専門家チームの巡回相談」で欠かすことのできない「特別支援学級」の子についても同じように支援が必要であることを強調したが、やはり籍が違っていると自分のクラスの子と思にくい先生も多い。一度国で決まりかけた「特別支援教室」という名前で通級と同じく籍をなくして、今と同じサービスができることは、一つの良い方策だと改めて思った。

「ウ 現職教育等で、事例（その学校のものが多い）を中心とした会議を催したり、参加する」に積極的にかかわったが、そのためには発達障害の子の相談だけでなく、通常のあらゆる相談の専門家でもある必要を改めて感じた。通常学級の担任は、発達障害の子とその他の課題のある子を含めた学級経営についても困っており、それに答えることも大切だからである（2年目になる教職大学院の存在価値を再認識した）。

「エ ケース会議に助言者として参加する」は、形はできているものの「船頭多くして船山に上る」になりやすい。どの立場の方でもよいので「助言」としてまとめていく役の人は必要だと思った。

5. おわりに

この論文をここまで書き終わった日、電車を降りるとEさんがいた。15年ほど前、特別支援学級（小学校）で担任した広汎性発達障害の方で、会社帰りのようだった。こちらから手を振ると、**何気なくそっと手を上げてくれた。**

家に着くとすぐに電話があり、今度はFさんだった。この方は、**20年以上ほぼ毎日電話をくれる方**（中学校の特別支援学級で担任した）で、担任したのはもう25年以上前のことなので、Fさんもそろそろ40歳になる。同じ会社にずっと勤務している立派な方である。

かつて、ある市の就学指導委員・就学相談員・教育相談員をいずれも20年以上続けてしたことがある。4歳・5歳児の就学相談であっても、学校教育のことだけでなく、卒業後、さらには親亡き後までも相談をしていた。Fさんの保護者とも、親亡き後の相談までしていたが、とうとうご両親とも亡くなられてしまい、まさに「親亡き後」となったが、Fさんは立派に生きてみえる。

そういう方々と今なお関わりが持てることが嬉しい反面、この論文で扱った3歳～18歳の子どもたちにも将来があることを、肝に銘じておわりとしたい。

付記

本研究は、東海相談学会第41回総会・研究発表大会で「教育相談と発達障害（1）」という提案をした継続研究である。

謝辞

研究にご協力いただいた方々に、この場をかりてお礼申し上げます。ありがとうございました。

引用・参考文献

- 1) 安藤隆男 (2009) 特別支援教育を創造するための教育学, 明石書房
- 2) 石井哲夫 (1999) 自閉症とこだわり行動, 東京書籍

- 3) ウタ・フリス (2000) 自閉症の謎を解き明かす, 東京書籍
- 4) 楠本伸枝 (2002) ADHDの子育て・医療・教育, かもがわ出版
- 5) 金子健 (2009) コーディネーターの現状と課題, 特別支援教育No.617, 2-4
- 6) 品川裕香 (2008) 心からごめんなさいへ, 中央法規
- 7) 田中康雄 (2008) 経度発達障害, 金剛出版
- 8) 橋本治 (2009) 教育相談と発達障害 (1), 東海相談学会第41回大会, 1
- 9) 橋本治 (2008) いじめ問題と発達障害, 日本社会病理学会24回大会, 30
- 10) 橋本治 (2007) いじめ問題を見過ごさない10のポイント!!, 明治図書
- 11) 橋本治 (2007) いじめに気づく教師, 迅速に対応する学校, 教職研修413, 教育開発研究所
- 12) 橋本治 (2002) 問題行動・危機対応, 児童心理773, 金子書房
- 13) 橋本治 (2000) 深刻ないじめと暴力への対応, 学級のトラブルに対応するカウンセリング, 学事出版
- 14) ベン・ボリス (2008) ぼくは, ADHD!, 三輪書店
- 15) ローナ・ウィング (2002) 自閉症スペクトル, 東京書籍
- 16) 内閣府 (2009) 障害者白書, 日経印刷